

## “猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”の主な成果と課題について

令和 3 年 2 月 1 日  
水・大気環境課

## 1 緊急施策 放射性物質による環境汚染からの回復

## (1) 水環境保全活動における安全・安心の確保と情報の発信

## ○ 実績・成果

- 猪苗代湖湖岸で回収された水生植物等について放射性核種分析調査を実施した。また、猪苗代湖の 14 湖水浴場において放射性物質濃度及び空間線量率の測定を行い現状把握に努めた。これらの測定結果は、報道機関への情報提供、環境省や県 HP 等への掲載などの情報提供を実施している。(放射線監視室、水・大気環境課)

“猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”では、モニタリング指標として 24 地点において水質・底質の放射性物質濃度 (Cs-134 + Cs-137) について現状を把握することとしている。当該地点において、国 (環境省) によるモニタリングが行われており、水質については平成 24~30 年度においてすべての地点で放射性物質は不検出、底質についての結果は下表のとおりであった。

表 底質の放射性物質濃度

| 指標名                             | 地点                | 目標値                   | 現況値 <sup>※</sup> | H25        | H26         | H27         | H28          | H29         | H30         |
|---------------------------------|-------------------|-----------------------|------------------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
|                                 |                   |                       | (H24)            |            |             |             |              |             |             |
| 単位: Bq/kg 乾                     |                   |                       |                  |            |             |             |              |             |             |
| 底質の放射性物質濃度<br>(Cs-134 + Cs-137) | 酸川 (酸川野)          | モニタリング指標<br>(現状を把握する) | 39~213           | 28.1~83    | 31.1~79     | 12~39.1     | 14~45        | 13~28       | 11~36       |
|                                 | 長瀬川 (小金橋)         |                       | 不検出~360          | 24~87      | 26~125      | 18.2~55     | 13~48.2      | 12~28       | 6.0~36      |
|                                 | 高橋川 (新橋)          |                       | 26~208           | 29~267     | 44~78       | 28~71       | 16~50.8      | 22~47.2     | 15~36       |
|                                 | 小黒川 (梅の橋)         |                       | 270~2,330        | 42~324     | 133~284     | 58~337      | 62.2~150     | 107~159     | 75~144      |
|                                 | 裏沼川 (関戸地区)        |                       | 67~2,090         | 74~480     | 28~211      | 81~238      | 60.6~680     | 64.3~216    | 84~715      |
|                                 | 舟津川 (舟津橋)         |                       | 10~32            | 12.6~40    | 13.5~104    | 3.6~20.1    | 3.3~12       | 3.3~92.2    | 1.7~7.4     |
|                                 | 原川 (河口前)          |                       | 不検出~670          | 11~28      | 17~92       | 7.3~27      | 11~27        | 4~13        | 5.3~254     |
|                                 | 猪苗代湖 (湖心)         |                       | 不検出~286          | 86~256     | 33.5~319    | 81~530      | 177~1,260    | 160~1,040   | 160~962     |
|                                 | 猪苗代湖 (高橋川河口)      |                       | 86~270           | 130~300    | 98~291      | 86~155      | 99~163       | 65.7~133    | 58~105      |
|                                 | 猪苗代湖 (小黒川河口)      |                       | 76~200           | 84~163     | 88~110      | 65~89       | 69.4~78      | 46~58       | 33~60.5     |
|                                 | 猪苗代湖 (天神浜)        |                       | 99~111           | 80~208     | 47~201      | 48~95       | 62.1~93      | 46~84       | 47~82.9     |
|                                 | 猪苗代湖 (裏沼川河口)      |                       | 39~108           | 20.7~85    | 23~49       | 29.1~45     | 12~35        | 20~33.4     | 13~29       |
|                                 | 猪苗代湖 (安積疎水取水口)    |                       | 115~126          | 123~263    | 91~440      | 156~359     | 68.4~238     | 73~181      | 61.5~134    |
|                                 | 猪苗代湖 (浜路浜)        |                       | 203~240          | 151~228    | 151~213     | 138~176     | 123~177      | 88.6~145    | 82.7~130    |
|                                 | 猪苗代湖 (舟津港)        |                       | 186~223          | 107~187    | 101~382     | 123~244     | 105~177      | 103~136     | 84.3~117    |
|                                 | 猪苗代湖 (舟津川河口沖)     |                       | 74~118           | 70~107     | 73~278      | 13~273      | 105~177      | 103~136     | 13~28       |
|                                 | 猪苗代湖 (青松浜)        |                       | 220~470          | 211~820    | 174~500     | 241~455     | 188~500      | 335~425     | 183~429     |
|                                 | 猪苗代湖 (原川河口)       |                       | 151~390          | 176~830    | 379~1,030   | 188~700     | 52.1~434     | 309~552     | 47~370      |
|                                 | 猪苗代湖 (小石ヶ浜水門)     |                       | 22~206           | 111~361    | 37~389      | 121~256     | 112~334      | 100~273     | 95~339      |
|                                 | 榎原湖               |                       | 199~1,420        | 540~1,740  | 192~2,300   | 1,090~5,080 | 1,830~8,400  | 960~6,180   | 2,840~5,810 |
|                                 | 小野川湖 (湖心)         |                       | 18~1,870         | 94.1~1,040 | 62~2,540    | 550~2,950   | 437~5,370    | 1,330~4,610 | 761~4,950   |
|                                 | 秋元湖 (湖心)          |                       | 13~2,020         | 214~2,300  | 257~3,440   | 830~5,900   | 1,940~15,400 | 2,270~5,030 | 3,300~4,951 |
|                                 | 菅原湖 (湖心)          |                       | 25~2,180         | 650~1,040  | 137.1~2,500 | 1,680~3,290 | 1,150~6,100  | 970~1,920   | 1,001~7,610 |
|                                 | 巖橋五色沼湖沼群 (豊沙門沼湖心) |                       | 不検出~3,900        | 82~13,400  | 11~1,620    | 452~4,150   | 2,420~3,320  | 400~4,110   | 1,770~6,510 |

湖水浴場の放射性物質濃度及び環境放射線量 (空間線量率) については、14 湖水浴場において、モニタリング指標として現状を把握している。放射性物質濃度は、“平成 24 年 6 月 8 日付け環水大発第 120608001 号水浴場の放射性物質に関する指針について”において示される、放射性セシウム (放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計) が 10Bq/L 以下を目安として比較すると、測定地点すべてで達成しており、推進計画に定める目標を達成している。空間線量率の推移は横ばいもしくは若干の減少傾向が見られ、追加被ばく線量 1mSv/年を換算した 0.23  $\mu$ Sv/h と比較しても十分に低い結果であった。

飲料水の放射性セシウムの基準値、水道水の放射性物質にかかる管理目標値が 10Bq/kg であることや、水浴場における空間線量率が公園や砂場等の空間線量率と大きな違いがないことから、水浴場の活用について安全性に問題がないと考えられる。

- “紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”等を利用して、環境創造センターが行う研究活動等について情報発信を行うとともに、水環境保全実践活動等の情報を共有し、水環境を守る活動の再構築に努めた。(水・大気環境課)

○ 課題

- ・ 調査結果より安全性について問題がないことを確認しているが、定期的な現状把握を引き続き行う必要がある。

(2) 水質及び環境放射線のモニタリング並びに調査・研究

○ 実績・成果

- ・ 猪苗代湖や裏磐梯湖沼及び湖水浴場や周辺観光地等の環境放射線モニタリングを実施し公表 (<http://fukushima-radioactivity.jp> 等) している。(放射線監視室)
- ・ 水生植物(ヒシ・ヨシ等)については、放射性物質検査を行い、安全性が確認され、刈取り後の利用または処理が可能となった。また、たい肥については、発災当時から放射性物質検査を行っており、平成26年度から基準値を超過したものはなかったことから、広域たい肥供給者リストの整備等により、利用促進を図った。(環境保全農業課)
- ・ 下水道処理施設で発生する汚泥については、放射性物質濃度が継続的に検出限界未満となっている。(下水道課)

2 重点的に取り組む施策

(1) 生活排水対策

○ 実績・成果

- ・ 下水道や農業集落排水施設への接続加入促進を図るため、未接続世帯への個別訪問や下水道接続に関する広報を行うとともに、農業集落排水事業研修会や対象市町村へのキャラバン実施による啓発活動を行った。(農村基盤整備課、下水道課)
- ・ 下水道等の整備区域以外の区域においては、窒素りん除去型浄化槽の整備促進に向け補助を実施するとともに、窒素りん除去型浄化槽設置や適切な管理の普及啓発のため講習会を実施した。(水・大気環境課)
- ・ 浄化槽の設置者の法定検査の受検率の向上のため、県HP、テレビ・ラジオによる広報の実施、市町村による広報誌や回覧板等を活用し、保守点検及び法定検査の未受検者への周知を行った。(一般廃棄物課)

<事業達成水準>

| 項目                | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値   | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|-------------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                   | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 窒素りん除去型浄化槽設置基数(基) | 5       | 405    | 805   | 30     | 56     | 75     | 96     | 114    | 134    | 154   |
| 浄化槽法第11条の定期点検の実施率 | 27.6    | -      | 100   | 31.9   | 36.5   | 37.7   | 39.1   | 39.9   | 40.4   | 41.0  |
| 汚水処理人口普及率(%)      | 78.8    | -      | 95.1  | 82.1   | 83.4   | 83.8   | 83.8   | 84.2   | 84.5   | 85.0  |
| 排水基準適合率(%)        | 66.7    | -      | 100   | 84.6   | 71.4   | 100    | 100    | 88.9   | 92.9   | 83.3  |

※ 窒素・りん除去型浄化槽設置基数は累計  
 汚水処理人口普及率=(下水道整備人口+農業集落排水処理施設整備人口+合併処理浄化槽整備人口)÷区域内総人口  
 排水基準適合率=(基準適合事業上数÷立入排水規制対象事業場数)×100

○ 課題

- ・ 窒素りん除去型浄化槽の設置基数については、“猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”の令和2年度の目標に対して20%以下の極めて低い達成水準となるため、窒素りん除去型浄化槽設置に向けた普及啓発を強化するとともに、設置者負担の軽減や窒素りん除去型浄化槽への転換促進に向けた補助を継続する必要がある。

- ・ 世帯の高齢化等による下水道や農業集落排水施設への未接続の事例があるため、引き続き戸別訪問や広報等の啓発活動を行う必要がある。
- ・ 浄化槽法第 11 条の定期検査の実施率は、年々向上しているものの、まだ低い状況であるため継続した啓発活動が必要となる。

## (2) 水生植物による水質改善

### ○ 実績・成果

- ・ 県民、民間団体、事業者、行政等の猪苗代湖に関わりを持つあらゆる主体が共通認識のもと水環境保全活動を積極的に取り組むため、“紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”を設置し、課題の検討や活動の共有を行った。(水・大気環境課)
- ・ “紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”等をとおして、関係機関等との意見交換等を行いながら、生態系に配慮した方法においてヨシ刈り及びヒシ刈取船による湖面に生息するヒシの刈り取りを実施した。(水・大気環境課)
- ・ “紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”等をとおして、ボランティア相互の情報共有や活動のコーディネートを行うとともに、ヨシ刈り、漂着水草の回収などの活動を支援した。(水・大気環境課)

### <事業達成水準>

| 項目                       | 計画策定時の値 |        |       | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|--------------------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                          | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 水生植物回収量(m <sup>3</sup> ) | 1,062   | 1,900  | 1,900 | 1,395  | 331    | 628    | 779    | 588    | 1,124  | 1,054 |

※ 水生植物回収量は、ヒシ、漂着水草及びヨシの回収量を計上した。

### ○ 課題

- ・ 水生植物回収量については、“猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”の令和2年度の目標に対して55%程度達成しているが、目標達成に向け、更なる水環境保全実践活動に取り組む必要がある。
- ・ 引き続き、当該会議を活用し、ボランティア相互の情報共有や活動のコーディネートを行うとともに、ヨシ刈り、漂着水草の回収などの活動を支援する。また、これら取組は、関係機関等との合意形成を行い、生態系に配慮しながら実施する必要がある。
- ・ 水環境保全実践活動に参加するボランティアの高齢化などにより、今後の猪苗代湖流域にけるボランティア活動の継続に課題が見られるため、ボランティアの確保や支援策等について検討する必要がある。

## (3) 観光地対策

### ○ 実績・成果

- ・ 下水道や農業集落排水施設への接続加入促進を図るため、未接続世帯への個別訪問や下水道接続に関する広報を行うとともに、農業集落排水事業研修会や対象市町村へのキャラバン実施による啓発活動を行った。(再掲)(農村基盤整備課、下水道課)
- ・ 下水道等の整備区域以外の区域においては、窒素りん除去型浄化槽の整備促進に向け補助を実施するとともに、窒素りん除去型浄化槽設置や適切な管理の普及啓発のため講習会を実施した。(再掲)(水・大気環境課)
- ・ 猪苗代湖船舶安全協会と連携し、船舶安全啓発活動を実施するとともに、プレ

ジャーボート利用者に水環境保全への配慮に関して普及啓発を行った。

- ・ 猪苗代湖利用者の安全利用について、プレジャーボート等の航行規制について、猪苗代湖水面協議会地域部会で合同パトロールを実施し、遊泳者やプレジャーボート利用者等へ湖面利用の設定エリアを遵守するよう啓発した。(水・大気環境課、河川計画課)
- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”が行うフォトコンテスト等により、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の美しい自然と良好な水環境について多くの方々に関心と理解を深めて頂くとともに、水環境保全の意識高揚を図った。(水・大気環境課)

#### ○ 課題

- ・ 世帯の高齢化等による下水道や農業集落排水施設への未接続の事例があるため、引き続き戸別訪問や広報等の啓発活動を行う必要がある。(再掲)
- ・ 窒素りん除去型浄化槽の設置基数については、“猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”の令和2年度の目標に対して20%以下の極めて低い達成水準となるため、窒素りん除去型浄化槽設置に向けた普及啓発を強化するとともに、設置者負担の軽減や窒素りん除去型浄化槽への転換促進に向けた補助を継続する必要がある。(再掲)
- ・ キャンプ場利用に伴う排水処理、プレジャーボート利用者に対する水環境保全への配慮や湖面の安全利用に関しては、引き続き普及啓発を行う必要がある。
- ・ 水環境保全への取組の情報発信に加え、猪苗代湖流域の生態系などの地域独特の魅力を県内外に発信する必要がある。

### (4) エコファーマーの育成と水環境にやさしい農業の推進

#### ○ 実績・成果

- ・ 流域全体のエコファーマー認定面積(平成30年度)は、2,349haとなる。そのうち、猪苗代町では、県、市町村、JA等で連携して、エコファーマーの取組を誘導しており、認定面積は、町内耕地面積の約72%を占める1,818haで、取組が定着している。なお、平成25年度に、福島県環境と共生する農業推進マーク(エコファーマーマーク・エコ農産物マーク等)を策定し、利用を推進している。(環境保全農業課)
- ・ 対象地域の水稲のエコファーマー認定面積(平成30年度)は、2,334haとなる。そのうち、猪苗代町では、県、市町村、JA等で連携して、エコファーマー認定基準に合わせた栽培暦を作成し、認定の誘導を図っており、町内の水稲におけるエコファーマー認定面積は、町内水稲作付面積の約90%を占める1,807haで、取組が定着している。(環境保全農業課)
- ・ 対象地域の畑作のエコファーマー認定面積(平成30年度)は35aとなる。各作物部会の指導会等で、技術的な支援を行った。(環境保全農業課)
- ・ 該当地域において、ほ場整備3地区(原、経沢、堰場)を実施。うち、1地区は平成28年度に完了した。農地を大区画化・集約化することで、無駄水の排水を減じるとともに、排水路をコンクリート装工し漏水を防止すること等で、排水の低減に寄与した。(農村基盤整備課)
- ・ 行政区等の要望をもとに、水路の大きさに合わせた除じんスクリーン及び水草の回収に必要なレイキやたい肥枠等の貸出を行う等の支援を実施した。また、排水路の複数箇所にビオトープ施設を造成し、沈殿池としても一定の効果を発揮するとともに、ほ場整備地区からの排水を他地区で農業用水として再利用すること

で、循環型かんがいの形成に寄与した。(水・大気環境課、農村基盤整備課)

### <事業達成水準>

| 項目             | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値   | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|----------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| エコファーマー認定件数(件) | 1,110   | 1,180  | 1,260 | 1,080  | 487    | 992    | 831    | 870    | 857    | 872   |

#### ○ 課題

- ・ エコファーマー認定件数については、“猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”の令和2年度の目標に対して70%程度達成している。
- ・ 県全域において、農業者の高齢化により、エコファーマー認定面積は減少傾向にある。環境と共生する農業を推進するうえで、一定以上の効果があったと思われるが、今後の取組の維持・拡大を図るためには、新規就農者等に対する積極的な認定誘導や「エコファーマーマーク」、「エコ農産物マーク」の活用を進め、消費者等に取組をPRし、購入につなげるなどの誘導が必要である。
- ・ 農業者並びに地域住民の減少による、農業用施設維持管理人員の不足やそれに伴う施設の破損劣化等が生じているため、農作業の省力化に向けたほ場や施設の整備、農業用施設のストックマネジメントの強化が必要である。

### (5) 県民が一体となった水環境保全活動

#### ○ 実績・成果

- ・ “紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”等をとおして、ボランティア相互の情報共有や活動のコーディネートを行うとともに、ヨシ刈り、漂着水草の回収などの活動を支援した。(再掲)(水・大気環境課)
- ・ 北部水域のヨシに関して環境保全団体、行政担当者及び学識者などと意見交換会を行った。(文化振興課)
- ・ 猪苗代湖や裏磐梯湖沼の水環境の状況や水環境保全活動について、県HPや“猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”HPをとおし、情報発信を行った。(水・大気環境課)

#### ○ 課題

- ・ 近年の“猪苗代湖クリーンアクション”の参加者数は過去最大規模を更新している状況となるため、運営方法等を検討し、より効果的に継続する必要がある。
- ・ 引き続き水環境保全への取組の情報発信に加え、猪苗代湖流域の生態系などの地域独特の魅力を県内外に発信する必要がある。(再掲)

## 3 項目別施策の内容

### A 自然汚濁・面的汚濁の低減

#### (1) 水源かん養機能の高い森林の育成や農地の保全

#### ○ 実績・成果

- ・ 森林環境基金森林整備事業をはじめとする各種事業により、会津・県中管内において、平成25～30年度までの6か年の間で14,861haの森林整備を実施した。(森林整備課)
- ・ 林業普及指導員による林業事業体や作業現場での林業労働環境や林業就業条件の改善に係る指導など、担い手対策の取組に取り組みとともに、地域の森林経営・施業提案を担う「森林施業プランナー」の資格取得を支援した。

また、資格取得者に対する研修等、資質向上のための支援を行った。(林業振興課)

- ・ 森林ボランティア団体活動支援事業により、会津・県中管内において、平成25～30年度までの6か年の間で、延べ19団体の森林整備等の活動を支援した。また、森林環境交付金の活用により、森林ボランティア等への参加などの森林づくりへの県民参画の推進や、林業体験教室の実施等による森林環境学習の推進について支援を行った。(森林計画課、森林保全課)
- ・ 小学校やこども園において、農業の風景絵画コンクールを実施し、農業及び農地利用の振興を図るとともに、グリーンツーリズムの一環として農業体験事業に取り組んだ。(文化振興課)
- ・ 多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業により農業生産活動が維持され、地域ぐるみで農業用水路が適切に管理されるとともに、耕作放棄地の発生を防止した。(農村振興課)

#### ○ 課題

- ・ 適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進するためには、定期的な間伐等の森林整備が必要であることから、当該施策を継続する必要がある。
- ・ 林業を支える担い手の育成・確保のためには、林業労働環境や林業就業条件の改善、新規就業者数の確保が課題であり、当該施策を継続する必要がある。
- ・ 地域における森林整備推進のまとめ役となるリーダーの育成のためには、森林施業プランナーの資格取得の働きかけや資質向上のための支援が課題であり、当該施策を継続する必要がある。
- ・ 県民一人ひとりが参画する森林づくりは、幅広い世代が森林づくり意識醸成活動に取り組むことが必要であり、森林環境教育を推進する機運の高まりもあることから、当該施策を継続する必要がある。
- ・ 過疎・高齢化に伴う農業者の減少により農業だけではなく、集落機能の維持が困難になっていることや、鳥獣被害が年々増大し、農業者の生産意欲が減退しているため、地域内外の様々な人材と協力し、農業・農村を維持するための新たな仕組み作りを支援する必要がある。

### (2) 裸地・開発地などからの土砂等の汚濁負荷低減

#### ○ 実績・成果

- ・ 大規模土地利用事前指導により、太陽光発電設備等の5ha以上の開発行為に当たって、予め、関係市町村長等の意見を聴取し、意見等を踏まえて、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう事業者には指導、教示を行った。(復興・総合計画課(旧 土地・水調整課))

#### ○ 課題

- ・ 引き続き、大規模土地利用事前指導制度により、関係機関等と連携しながら、土地利用関係法令等に基づき、適正かつ合理的な土地利用を推進する必要がある。

### (3) 市街地からの汚濁負荷の低減

#### ○ 実績・成果

- ・ 行政区等の要望をもとに、水路の大きさに合わせた除じんスクリーン及び水草の回収に必要なレイキやたい肥枠などの貸出を行う等の支援を実施した。(再

掲) (水・大気環境課)

○ 課題

- ・ “猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”における中間目標については不達成となるため、引き続き設置促進を行うとともに、回収に必要な機材等の貸出などの支援を実施する必要がある。

(4) 河川などからの除伐草の流入の防止

○ 実績・成果

- ・ 行政区等の要望をもとに、水路の大きさに合わせた除じんスクリーン及び水草の回収に必要なレイキやたい肥杵などの貸出を行う等の支援を実施した。(再掲) (水・大気環境課)
- ・ 猪苗代町では、県・市町村・JA等と連携し、エコファーマー認定基準に合わせた栽培暦を作成しており、浅水代かきや緩やかな落水、秋耕の実施等を基本的な取組として普及促進を行った。(環境保全農業課)

<事業達成水準>

| 項目              | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値   | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|-----------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                 | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 除じんスクリーン設置基数(基) | 0       | 1,011  | 1,811 | 324    | 336    | 385    | 431    | 449    | 459    | 465   |

○ 課題

- ・ 除じんスクリーン設置基数については、“猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画”の令和2年度の目標に対して30%以下の極めて低い達成水準であるため、普及啓発や設置促進の強化を行うとともに、回収に必要な機材等の貸出等の支援を実施する必要がある。
- ・ 取組が定着していない地域においては、農業者の水環境保全に関する関心を高めるとともに、土壌診断の実施や可変施肥技術等に関する技術指導や機械導入支援を行う必要がある。
- ・ 刈り払われた雑草類についても流域における資源化、地域循環に向け、その資源量の把握や回収法、資源循環の手法等の検討を行う(堆肥化後、花壇等での利用も視野に入れる)必要がある。

(5) 環境影響評価の実施等

○ 実績・成果

- ・ 流域で「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」の手続を行っているのは、風力発電事業(法対象)の1件で、調査が行われている段階となる。(環境共生課)
- ・ 濁水に関する苦情が寄せられた場合等、必要に応じて水質汚濁防止対策の指導を行った。(水・大気環境課)
- ・ 過去に確認された希少野生動植物の情報を蓄積し、メッシュで管理し情報提供をおこなう取組をしており、開発行為の際に希少野生動植物が該当する場合には、専門家のアドバイスを受けるよう指導した。(自然保護課)

○ 課題

- ・ 引き続き環境影響評価制度の適切な運用を行う必要がある。

- ・引き続き適切に指導を行い、建設工事に伴う濁水の流出防止に努める必要がある。
- ・メッシュデータに該当のある希少野生動植物以外は漏れてしまうため、今後専門家との情報共有の方法、情報の様式等を検討し、情報の追加等データの更新や、今後の情報収集等を整理する必要がある。

## B 人為汚濁の低減

### (1) 下水道・農業集落排水施設等の整備促進

#### ○ 実績・成果

- ・下水道等の整備区域以外の区域においては、窒素りん除去型浄化槽の整備促進に向け補助を実施するとともに、窒素りん除去型浄化槽設置や適切な管理の普及啓発のため講習会を実施した。(再掲) (水・大気環境課)
- ・下水道や農業集落排水施設への接続加入促進を図るため、未接続世帯への個別訪問や下水道接続に関する広報を行うとともに、農業集落排水事業研修会や対象市町村へのキャラバン実施による啓発活動を行った。(再掲) (農村基盤整備課、下水道課)
- ・“ふくしまの美しい水環境整備構想”に基づき、下水道の未普及地域を対象に管渠整備等を進めた。(下水道課)

#### <事業達成水準>

| 項目           | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値   | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|--------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|              | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 汚水処理人口普及率(%) | 78.8    | -      | 95.1  | 82.1   | 83.4   | 83.8   | 83.8   | 84.2   | 84.5   | 85.0  |

#### ○ 課題

- ・世帯の高齢化などによる下水道や農業集落排水施設への未接続の事例があるため、引き続き戸別訪問や広報等の啓発活動を行う必要がある。(再掲)
- ・未だに多くの下水道未普及地区が残されているため、下水道等整備を計画的かつ効率的に実施し、早期概成を図る必要がある。

### (2) 工場・事業場排水対策の推進(関係法令等による規制、指導の強化)

#### ○ 実績・成果

- ・水質汚濁防止法や福島県生活環境の保全等に関する条例等に基づき工場・事業場への立入検査等を行い、監視・指導を実施した。また、当該法令の適用を受けない小規模な工場・事業場に対しても、排水処理対策等の指導を行った。(水・大気環境課)
- ・中小企業者が行う排水処理施設の整備を支援するため、「福島県環境創造資金」融資制度を設けている。(環境共生課)
- ・流域事業者(特定事業場)が行う高度処理施設整備(窒素・りんを除去する設備)に対し補助制度を設けている。(水・大気環境課)

#### <事業達成水準>

| 項目         | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値   | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|            | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 排水基準適合率(%) | 66.7    | -      | 100   | 84.6   | 71.4   | 100    | 100    | 88.9   | 92.9   | 83.3  |

○ 課題

- ・ 引き続き事業場排水による水質汚濁の未然防止のため、工場・事業場に対して監視・指導を行う必要がある。
- ・ 関係機関に対して、本融資制度の積極的な利用を呼びかけるなど、今後も利用促進を図る必要がある。

(3) 畜産排水対策の推進

○ 実績・成果

- ・ 会津地方において家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の適用対象農家への立入検査（平成 25 年度から令和元年 11 月）を 235 件実施し、そのうち 95 件の農家へ適正管理に係る指導及び助言を実施した。また、猪苗代堆肥センターが拠点となり、町内耕種農家への供給や稲わらとたい肥の交換等の耕畜連携により、たい肥の地域内利用が進んでいる。（環境保全農業課）
- ・ 家畜排せつ物の適正な保管の維持と有効利用の推進のため、平成 26 年度から畜産クラスター事業を活用し、畜産農家がたい肥調製に係る農業機械を導入した。（環境保全農業課）

○ 課題

- ・ 家畜排せつ物の適正な管理を支援するとともに、環境と共生する農業の推進と併せて、畜産クラスター計画の取組により、畜産農家と耕種農家が連携しながら、各種作物に適した良質な堆肥の生産利用促進を目指す必要がある。
- ・ 引き続き、助成制度を活用し、家畜排せつ物の適正な保管の維持と有効利用を推進する必要がある。

(4) 融雪防止剤の適正使用の推進

○ 実績・成果

- ・ 平成 29～30 年度に“凍結防止剤散布影響調査”を実施した。平成 29 年度調査においては、イオン濃度等について高橋川及び小黒川水質への凍結防止剤散布の影響が推察されたが、pH 値に関しては高橋川、小黒川及び猪苗代湖への凍結防止剤散布の有意な影響は確認できなかった。（水・大気環境課）

○ 課題

- ・ 水質への影響について、pH 値に関しては高橋川、小黒川及び猪苗代湖への凍結防止剤散布の有意な影響は確認できなかったため、状況に応じて取組の継続を検討する必要がある。

(5) 釣りのまき餌対策の推進や渡り鳥への安易な餌付けの防止

○ 実績・成果

- ・ 平成 25 年の第 5 種共同漁業権の一斉切替に際し、猪苗代湖の漁業権を有する猪苗代・秋元非出資漁業協同組合に対し、引き続き遊漁規則において、まき餌釣りの場所・期間を制限するよう協力を求めた（本内容を含む規則が漁協から申請され、現在も制限が継続されている。）。（水産課）
- ・ 平成 28 年 3 月に策定した「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」において、生態系等への影響が生じる恐れがあることなどから、野生鳥獣への安易な餌付けを行わないよう普及啓発に努めた。（自然保護課）

○ 課題

- ・ 次回の漁業権切替（令和5年）に際しても、まき餌釣りの場所・期間の制限の協力を漁業協同組合に求めていく必要がある。
- ・ 管理者等へ野生鳥獣への安易な餌付けの防止について、引き続き理解・協力を求める必要がある。

(6) 水産養殖施設及び釣堀施設の適正管理

○ 実績・成果

- ・ 内水面水産試験場において、県内の養殖業者を対象に魚病の防疫に関する訪問指導や講習会を行っており、その中で適正な給餌や排水の適正管理についても指導した。(水産課)

○ 課題

- ・ 引き続き養殖業者や中間育成業者を対象に指導を徹底していく必要がある。

C 水辺地の環境の保全・整備促進

(1) 親水広場等の整備

○ 実績・成果

- ・ 裏磐梯五色沼周辺の木道等について、付属施設となる展望デッキの整備や木道等の整備計画策定を行った。(自然保護課)
- ・ 湯平山地内（湯平山から県道会津若松裏磐梯線交差点間）において、歩行空間を確保するため、幅広路肩工を整備した。(まちづくり推進課)
- ・ 「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立公園等の魅力向上のため、猪苗代湖流域を含む『Fukushima, Perfect View～絶景巡礼・ふくしまビューポイント50選～』を選定し、その活用の仕組みづくりや磐梯朝日国立公園等を中心に自転車を活用した広域周遊の促進等を目的としたサイクリングコースの検討やコースマップ等の作成を行った。(自然保護課)

○ 課題

- ・ 五色沼探勝路については、策定した整備計画に基づき計画的な事業を実施する必要がある。
- ・ 選定したビューポイントについて、引き続き標識等を整備し、周遊ルートの策定や効果的な情報発信を行い、交流人口の拡大を図る必要がある。

(2) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成

○ 実績・成果

- ・ “紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”等をとおして、関係機関等との意見交換を行いながら、生態系に配慮した方法においてヨシ刈り及びヒシ刈り取船による湖面に生息するヒシの刈取りを実施した。(再掲)(水・大気環境課)
- ・ 農業農村整備事業（ほ場整備事業や農道整備事業等）実施前に、地域状況に詳しい「環境アドバイザー」により現地調査を行い、動植物の把握や工事の際のアドバイスを頂いた。その後、学識者を含む環境配慮に向けた工法を検討する「福島県農村整備環境技術検討会」を実施し、その結果を事業内容に取り入れた。(農村計画課)
- ・ ふくしまレッドリストの改訂作業において、専門家と連携のもと情報収集を

行った。また、開発行為の際には、当該情報の提供を行うとともに、該当がある場合には、専門家へ相談し、環境への影響の低減に取り組んだ。(自然保護課)

- ・ 猪苗代湖及び裏磐梯三湖からの放流量は既得水利量を確保しつつ、水辺地の環境保全に必要な最低限の水量を確保した。(河川整備課)

#### ○ 課題

- ・ 引き続き関係機関等の合意形成を行いながら、生態系に配慮し、水環境保全活動を実施していくとともに、景観等にも配慮した水環境保全に向け取組を行う必要がある。
- ・ 「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」の対象となる事業が計画された場合は、環境影響評価制度の適切な運用を行う必要がある。
- ・ 農業農村整備事業（ほ場整備事業や農道整備事業等）について、引き続き、「福島県農村 整備環境技術検討会」で環境に配慮した工法を検討し、事業実施に取り入れる必要がある。

### (3) 散乱ごみ・打ち上げごみの撤去活動の促進

#### ○ 実績・成果

- ・ 県下一斉清掃活動やクリーンアクション等の清掃活動、クリーンタイムの設定等の環境美化啓発活動に取り組んだ。(環境共生課)
- ・ 県が管理運営に参画する「福島県自然公園清掃協議会」において、県内の自然公園の美化清掃を実施した。(自然保護課)
- ・ 県や“猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”などの関係団体が主催し、“猪苗代湖クリーンアクション”を実施した。(再掲)(水・大気環境課)
- ・ 8月の道路愛護月間中に猪苗代町と合同で道路清掃を実施した。(河川計画課)
- ・ 猪苗代町に資源再生利用等資機材として、猪苗代湖の各浜において水生植物等を効率的に回収するビーチクリーナーの整備に対して補助を行った。(水・大気環境課)

#### ○ 課題

- ・ 引き続き、「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」の活動などを通して、環境保全の実践活動の取組を推進する必要がある。
- ・ 自然公園の美化環境を保持するため、地域住民と協力しながら、定期的な活動の必要がある。
- ・ 近年の“猪苗代湖クリーンアクション”の参加者数は過去最大規模を更新している状況となるため、運営方法等を検討し、より効果的に継続する必要がある。(再掲)

### (4) 景観と調和のとれた水辺地の環境の整備

#### ○ 実績・成果

- ・ 福島県景観条例に基づき届出制度等を運用し景観形成に努めた。(自然保護課)
- ・ 平成30年度に不法係留船の実態調査とともに、撤去指導の警告掲示を行った。また、所有者調査を進め、所有者が判明したものについては、文書指導を行った。さらに、随時現地確認を行い、直接指導を行った。(河川計画課)
- ・ 建築物等の新築などによる景観形成について、景観アドバイザーの派遣を実施

した。(自然保護課)

○ 課題

- ・ 引き続き、福島県景観条例に基づき届出制度等を運用し景観形成に努める必要がある。
- ・ 不法係留船については、引き続き、現地確認等の指導や見回りを継続するとともに、対応を検討していく必要がある。
- ・ 今後も景観アドバイザー派遣を行い景観形成に役立ててもらふ必要がある。

D 県民参加による水環境保全活動の活性化

(1) 家庭、地域での実践活動の促進、参加促進

○ 実績・成果

- ・ 県や猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会などの関係団体が主催し、“猪苗代湖クリーンアクション”を実施した。(再掲) (水・大気環境課)
- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”において、水環境保全推進員、猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト及び“猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム”等、水環境保全活動の普及啓発を進めた。(水・大気環境課)

<事業達成水準>

| 項目                                  | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値    | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|-------------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                                     | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度  | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等参加者数(延べ人数) | 3,423   | -      | 12,000 | 5,331  | 5,754  | 5,830  | 6,910  | 5,696  | 6,243  | 5,657 |

○ 課題

- ・ 近年の“猪苗代湖クリーンアクション”の参加者数は過去最大規模を更新している状況となるため、運営方法等を検討し、より効果的に継続する必要がある。(再掲)

(2) 水環境保全活動団体(ボランティア団体を含む。)等の支援、育成

○ 実績・成果

- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”による水環境保全推進員制度を運営しており、講習会等を開催した。また、“紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”において、ボランティア相互の情報共有や活動のコーディネートを行った。(一部再掲) (水・大気環境課)
- ・ 市町村や各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に環境アドバイザーを派遣し、環境教育・学習機会の充実を図った。(生活環境総務課)
- ・ 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業により水環境保全活動団体等に対する支援を実施した。(水・大気環境課)
- ・ 「“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰」では、長年にわたり環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体を表彰している。また、河川愛護団体表彰制度により平成27年度に「猪苗代湖の自然を守る会」を表彰した。(環境共生課、河川計画課)

## ○ 課題

- ・ “紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”等をとおり、環境創造センターの研究成果等を基に市町村や関係団体等と共有し、意見交換を行い、更なる水環境保全活動を展開する必要がある。
- ・ 引き続き猪苗代湖流域における水環境保全に関する実践活動等を実施する団体・個人等に対して支援を実施する必要がある。
- ・ 今後も継続して顕著な功績のあった団体等の顕彰を行い、環境保全に関する意識の高揚を図るとともに、「“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰」や河川愛護団体表彰制度などを通じ、県民の水環境保全に関する意識の高揚を図る必要がある。

### (3) 流域が一体となった水環境保全活動の推進

#### ○ 実績・成果

- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”が主催する“猪苗代湖クリーンアクション vol.2”や支援事業、市町村支援などをとおりして、行政、水環境保全団体等が流域において活動を実施した。(水・大気環境課)
- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”による活動や、“紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議”をとおりして、ボランティア相互の情報共有や活動のコーディネートを行った。また、平成29年度に設立された会津地方流域水循環協議会を通じて、関係者間の情報共有や連携を図りながら、県民が一体となった水環境保全活動を推進した。(一部再掲)(復興・総合計画課(旧土地・水調整課)、水・大気環境課)

#### ○ 課題

- ・ 猪苗代湖においては、ボランティアによる水生植物の回収や刈り取り等の水環境保全活動、地域住民や事業者による生活排水対策への協力等が行われているが、水質の改善がみられるまでには至っていないため、引き続き関係者の連携を図りながら、猪苗代湖等の水環境保全活動を推進する必要がある。

### (4) 水環境保全のための基金の活用

#### ○ 実績・成果

- ・ 令和元年度は「水恋」、「湖春」をデザインした松本零士氏に関わりのある団体が開催した“松本零士ワールドサミット in 東京北区”に参加し、猪苗代湖流域の魅力を発信した。また、これらキャラクターをシンボルとして啓発グッズを作成し、各種イベントにおいて普及啓発を図った。(水・大気環境課)
- ・ 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業により水環境保全活動団体等に対する支援を実施した。(再掲)(水・大気環境課)

#### ○ 課題

- ・ 引き続き、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境保全活動の情報を発信し、取組への理解と支援を広げる必要がある。

## E 水環境保全意識の啓発推進、地域交流・水文化の形成

### (1) 環境教育の推進

#### ○ 実績・成果

- ・ 地域における水生生物調査の指導者を養成するため、せせらぎスクール指導

者養成講座を実施するとともに、県民の水環境保全への関心を高めるため、水生生物調査「せせらぎスクール」に参加する調査団体に教材の提供等の支援を行った。(生活環境総務課)

- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”において、地域住民による水環境保全に関する自主的な活動を推進し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の良好な水環境の保全に寄与することを目的に推進員制度を運営しており、講習会等を開催した。(水・大気環境課)
- ・ 環境創造センターの附属施設の1つである“猪苗代水環境センター”に猪苗代湖の水環境に関する展示等を制作した。また、“猪苗代水環境センター”を拠点として、環境学習会を開催した。(環境共生課、水・大気環境課、環境創造センター)
- ・ “猪苗代湖クリーンアクション”実施後、ヨシ刈りや清掃活動等を実施したことを現地において明示するとともに、不法投棄等防止に向けた看板を一定期間設置した。(水・大気環境課)

### ＜事業達成水準＞

| 項目              | 計画策定時の値 | 中間目標値  | 目標値       | 結果     |        |        |        |        |        |       |
|-----------------|---------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                 | 平成23年度  | 平成28年度 | 令和2年度     | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| せせらぎスクールへの参加団体数 | 募集なし    | -      | モニタリング指標* | 募集なし   | 1      | 2      | 3      | 2      | 3      | 1     |

#### ○ 課題

- ・ 引き続き、せせらぎスクール指導者養成講座を実施し、指導者の養成・資質向上を図ることで県民に対し質の高い学習機会を提供する。「せせらぎスクール」に参加する調査団体に教材の提供等の支援を継続する必要がある。
- ・ 猪苗代湖流域の生態系などの地域独特の魅力を県内外に発信する必要がある。(再掲)
- ・ 引き続き環境学習会を開催する必要がある。

### (2) シンポジウムやセミナーの開催

#### ○ 実績・成果

- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会”において例年“猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム”を開催し、県内外から多数の参加を得た。(水・大気環境課)
- ・ 県内で環境保全活動に取り組んでいる団体等の活動支援を行うため、当該団体等の要望に応じて、勉強会や講演会、水生生物調査等に講師を派遣する「水との共生」出前講座を実施した。(復興・総合計画課(旧 土地・水調整課))

#### ○ 課題

- ・ “猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム”については、猪苗代湖子ども交流会との共同開催など幅広い世代の水環境保全に係る情報共有や意識の高揚を図る機会として引き続き実施する必要がある。
- ・ 引き続き、「水との共生」出前講座の活用を促進し、水質保全意識の高揚を図る必要がある。

### (3) 水文化資源の保全、水辺地を活用した地域イベント等の開催

#### ○ 実績・成果

- ・ 県内の各地域に伝わる水に関わる祭事や伝統工芸、歴史的施設などを県民から広く募集し平成 22 年度に選定された「ふくしまの水文化」について、県 HP で紹介した。(復興・総合計画課 (旧 土地・水調整課))
- ・ NPO 法人により清澄な水質を体感するため長浜沖から長浜までの遠泳をする県内大学水泳部による猪苗代湖体感水泳大会が開催された。(文化振興課)
- ・ 磐梯山周辺の観光振興、資源保護への理解促進、環境教育の推進及び火山による地域防災意識の高揚等を目的に、磐梯山ジオパークの世界ジオパーク認定を目指すための取組を支援した。(地域振興課)

#### ○ 課題

- ・ 「ふくしまの水文化」をはじめとした県内各地の水文化に関する情報発信を強化する必要がある。
- ・ 磐梯山ジオパークが世界ジオパークの認定を受けるため必要な取組を支援する必要がある。

## F 水環境保全に関する調査研究等の充実

### (1) 水質保全に関する調査研究等の推進

#### ○ 実績・成果

- ・ NPO 法人等により、志田浜、白鳥浜西、天神浜、松橋浜、浜路浜、舟津浜、鬼沼東などの地点で、水質調査が行われた。(文化振興課)
- ・ これまで継続しているイオンバランス調査、大腸菌群数超過対策調査等の調査を実施した。(水・大気環境課、環境創造センター)
- ・ 底質の溶出速度試験や水生植物からの溶出に関する調査を実施し、水質改善に向けた取組手法の定量的な評価について検討を実施した。(水・大気環境課、環境創造センター)
- ・ 環境創造センター研究部において、猪苗代湖における定期調査及び既存データの解析を実施し、猪苗代湖の COD 上昇は湖内の内部生産量が著しく上昇したことも一因である可能性を明らかにするとともに、流入河川からの汚濁負荷削減を目的とした水質浄化実証試験施設の設置に向けた検討を開始した。(環境創造センター)

#### ○ 課題

- ・ 目的等に応じ長期に継続する必要がある調査及び集中的に実施する調査を検討し、適切に実施する。
- ・ 水生植物等を利用した水質浄化手法等を研究するとともに、水質浄化に利用した水生植物の活用や、浄化手法の社会実装について検討を行う必要がある。
- ・ 大学や調査研究機関等と連携し、猪苗代湖における、水質悪化の解析や将来予測等の調査研究に取り組む必要がある。

### (2) 水辺地の環境に関する調査研究等の推進

#### ○ 実績・成果

- ・ 内水面水産試験場において、平成 24 年からは猪苗代湖及び流入河川、桧原湖、秋元湖等で魚類相の調査を行い、事業概要報告書等で内容を公表した。(水産課)
- ・ NPO 法人等により、ドローン空撮による湖面のヒシ等浮葉植物等の水生植物調

査や野鳥、裏磐梯の水質、ホタル、ウチダザリガニ、コカナダモ等についてモニタリング調査を行った。(文化振興課)

- ・ 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業により水生動植物の分布等調査や流域における産業・文化などについての調査を助成した。(水・大気環境課)
- ・ 環境創造センター研究部において、猪苗代湖における定期調査及び既存データの解析を実施し、猪苗代湖の COD 上昇は湖内の内部生産量が著しく上昇したことも一因である可能性を明らかにするとともに、流入河川からの汚濁負荷削減を目的とした水質浄化実証試験施設の設置に向けた検討を開始した。(再掲)(環境創造センター)

#### ○ 課題

- ・ 外来魚等の生息状況のさらなる実態解明に努め、知見を集積する必要がある。
- ・ 生態系の観点に基づく湖水位管理の提言を受けてから新たな湖水位管理のあり方について関係機関と協議を行う必要がある。
- ・ 水生植物等を利用した水質浄化手法等を研究するとともに、水質浄化に利用した水生植物の活用や、浄化手法の社会実装について検討を行う必要がある。(再掲)
- ・ 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業を実施し、水環境保全団体等が行う取組を支援する必要がある。

### (3) 総合的な拠点機能の充実

#### ○ 実績・成果

- ・ 福島県環境創造センターの附属施設として、猪苗代水環境センターを設置し、猪苗代湖に関する水環境学習会や調査研究を行った。(環境共生課、水・大気環境課、環境創造センター)
- ・ 環境創造センターにおける水環境に関する環境教育推進のための取組として、水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者養成講座を実施するとともに「せせらぎスクール」に参加する調査団体に教材の提供等の支援を行った。(再掲)(生活環境総務課)

#### ○ 課題

- ・ 引き続き環境学習会等を継続し、水環境保全について啓発を行う必要がある。
- ・ 「せせらぎスクール」及びせせらぎスクール指導者養成講座のいずれも、引き続き、現行の取組を実施するとともに、参加団体・参加者の増加に向けた積極的な周知活動等を行う必要がある。

### (4) 研究者の確保・育成

#### ○ 実績・成果

- ・ 放射線や除染に関する講演会や研修会の開催、大学や高等専門学校等への講義及び実習の開催等により、放射線教育を通じた環境回復分野の人材育成に取り組んだ。(環境創造センター)

#### ○ 課題

- ・ 附属施設を活用した環境学習会を開催する等、教育・研修の機会を充実させ、環境保全への意識を高めることで、福島の未来を担う人材の育成に寄与する必

要がある。